

誰のため？ 何のため？

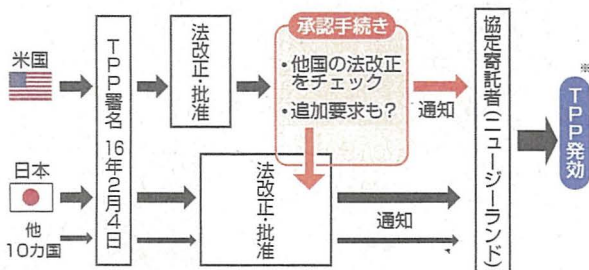
■著作権法改正へ——山田 奨治

近年の自由貿易交渉(FTA)にあたって、米政府は「サーティファイケーション・プロセス(承認手続き)」という手段を使って相手国の国内制度に干渉してきました。環太平洋連携協定(TPP)でも米国はおなじ手法をとるのではないかとの危惧を、2014年7月頃から一部の国際NGOが指摘しつづけています。

ここでいう「承認手続き」とは、米国議会が行う協定の批准のことはありません。たとえば議会が批准して米国の国内手続きを完了していても、交渉相手国が協定内容を実施したと米政府が認めるまで発効を遅らせることをいいます。しかも交渉で合意したことに留まらず、合意しない事項についても「承認手続き」を利用し

5 米国からの干渉

TPP発効までの流れと米国の「承認手続き」



※TPP発効の条件①すべての原署名国が寄託者に通知した場合
②署名から2年が過ぎ、日米を含む6カ国が通知した場合

て追加的な要求をすることさえあるようです。実際に米国は過去に結んだFTAで、この手法を駆使したとの指摘があります。

米国の「承認手続き」のことは、日本の国会でも野党議員が追求しています。それに対して政府は、提出中のTPP関連法案は協定の義務を履行するための必要かつ十分なもので、修正や追加は不要であり再交渉もしないといっています。

TPP協定によって著作権法の改正が必要な点は「保護期間の延長」「一部非親告罪化」「アクセスコントロールの回避等に関する措置」「配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与」「損害賠償に関する規程の見直し」の5項目です。保護期間延長については、この連載で

「承認手続き」手法、TPPでも？

すでに取り上げました。一部非親告罪化については、「コミケなどの二次創作文化を守れ」といった声とともに報道され、よく知られる話題になっています。しかし、そのことは専門家でないと理解し切れないのが実情です。だからといって、それは国民生活に関係ないことかという点、まったくそうではありません。韓国では著作権侵害罪の非親告罪化や賠償をめぐって、青少年を巻き込んだ大きな社会的混乱が広がっています。そのことは次回あたりで取り上げることになります。

さて、先にあげた5項目は、TPP協定を日本が履行するために法改正をしなければならぬことだとされています。逆にいうならば、これらを実現する著作権法改正をしない限り、米国は「承認手続き」を使ってTPP自体を発効させないかもしれない。そういう意味では、農産品の関税引き下げと同様に、著作権法改正もTPP発効のための絶対必要条件のひとつになっているともいえます。

実は、日本の著作権法に対する米国の要求は、TPPで合意したレベルには留まっています。ネットに違法に公開されているすべての種類の情報を、それと知りながらダウンロードする行為を違法にすることなどを、継続的に求めてきています。TPPにないこうした要求を「承認手続き」を使って日本に迫ることが起こるのででしょうか。

(国際日本文化研究センター 教授)